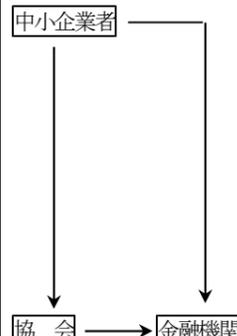
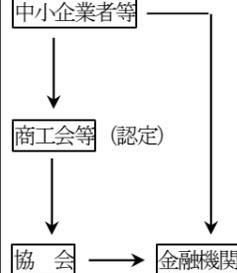
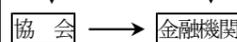


経営支援融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
特別小口融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において1年以上引き続き同一の指定事業を営む小規模企業者（個人事業者に限る） ○ 源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割のいずれかについて、申込みの日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納している者 ○ 特別小口保険（中小企業信用保険法第3条の3）を利用した既存借入残高と今回申込金額の合計額が2,000万円（中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は4,000万円）を超えない者 ○ 特別小口保険以外の保険を利用した既存借入がない者 <p>※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。</p>	設備 運 転	2.07※ (変動)	0.40	20,000 ※中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は40,000	7年以内 (1年以内)	不 要		<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～4,6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。
小規模企業融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む小規模企業者で、商工会・商工会議所の認定を受けた者 <p>※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。</p>	設備 運 転	2.27 以内※ (変動) 共有対象外 2.07 以内※ (変動)	0.12 ～ 0.49 (付表5) セーフティ 0.30	20,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる	<p><商工会等経由の場合></p> 	<p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対する料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料率についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。
			2.42 以内※ (変動) 共有対象外 2.22 以内※ (変動)	0.11 ～ 0.42 (付表6) セーフティ 0.25		10年以内 (2年以内)			
小口零細企業融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む小規模企業者（工業を主たる事業とする場合を除き、NPO法人は利用不可） ○ 既存の保証協会の保証付借入残高（根保証においては借入極度額）と今回申込金額の合計額が2,000万円を超えない者 <p>※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。</p>	設備 運 転	2.07※ (変動)	0.30 ～ 1.27 (付表3)	20,000	7年以内 (1年以内)	個人事業者は 無担保・無保証人 法人事業者は、 原則として 無担保・代表者 1名保証		<p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知県農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p>
			2.27※ (変動)	セーフティ 0.40		10年以内 (1年以内)			
経済変動対策融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内において指定事業を営む中小企業者 <p>△ ア 中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」である者</p> <p>△ イ 最近3月間の売上高が前年同期に比して3%以上減少している者</p> <p>△ ウ 最近3月間又は直近期決算における営業利益又は経常利益が前年同期に比して3%以上減少している者</p> <p>△ エ 最近3月間又は直近期決算における売上利益率又は営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している者</p> <p>△ オ 再生手続開始申立等事業者（破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て、その他手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者）に概ね50万円以上の債権額を有する者、又は再生手続開始申立等事業者との取引額が総取引額の概ね10%以上である者</p> <p>△ カ 売上原価の概ね20%以上を占める主要原材料又は燃料の最近3月間の購入価格が前年同期に比して20%以上上昇しているにもかかわらず、製品又はサービスの価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3月間の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合を上回っている者</p> <p>※ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の1/3以上経過している場合に、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。</p>	設備 運 転	2.27 以内※ (変動) 共有対象外 2.07 以内※ (変動)	0.21 ～1.07 (付表1) セーフティ 0.40	50,000	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>	

経営支援融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
安心実現のための高知県緊急融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>※ 貸付限度額は緊急融資全体で1億円以内</p> <p>※ 緊急融資及び保証協会の責任共有対象外の保証付借入金を借換えることができる。ただし、下記の借入金は借換えの対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資 ・ その他の保証付き融資のうち、高知県信用保証協会が定めるもの <p>※ 責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない</p> <p>※ 緊急融資＝安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資</p> <p>※ 経営力強化保証が付される場合の償還期間、保証料率、保証割合は、別に大綱に定める</p>	設備 運 転	<p>2.27※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.07※ (変動)</p>	<p>0.12 ～ 0.49 (付表5)</p> <p>セーフティ 0.30</p>	100,000	<p>7年以内 (1年以内)</p> <p>10年以内 (2年以内)</p>	保証協会の定めるところによる	<p>中小企業者等 ↓ 協会 → 金融機関</p> <p><商工会等経由の場合> 中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協会 → 金融機関</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対しての料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げる場合があります。
借換え融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、経営改善計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られる者</p> <p>△ ア 中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」である者</p> <p>△ イ 最近3月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少している者</p> <p>△ ウ 最近3月間又は直近期決算における営業利益又は経常利益が前年同期に比して3%以上減少している者</p> <p>△ エ 最近3月間又は直近期決算における売上利益率又は営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している者</p> <p>△ オ 再生手続開始申立等事業者(破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て、その他手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者)に概ね50万円以上の債権額を有する者又は再生手続開始申立等事業者との取引額が総取引額の概ね10%以上である者</p> <p>△ カ 売上原価の概ね20%以上を占める主要原材料又は燃料の最近3月間の購入価格が前年同期に比して20%以上上昇しているにもかかわらず、製品又はサービスの価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3月間の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合を上回っている者</p> <p>△ キ 自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者</p> <p>※ 借換える対象は、高知県信用保証協会の保証付借入金 ただし、下記の借入金は借換えの対象外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資、下請経営安定融資、季節融資 	運 転	<p>2.47※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.27※ (変動)</p>	<p>0.21 ～ 1.07 (付表1)</p> <p>セーフティ 0.40</p>	50,000	7年以内	保証協会の定めるところによる	<p>中小企業者等 ↓ 協会 → 金融機関</p> <p><商工会等経由の場合> 中小企業者等 ↓ 商工会等 (認定) ↓ 協会 → 金融機関</p> <p>※経営改善計画を作成しなければならない</p>	<p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p>
流動資産担保融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 事業者に対する売掛債権(売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診察報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権)を有する者</p> <p>△ イ 棚卸資産(原材料及び材料、仕掛品、製品、商品等)を有する者(法人事業者に限る)</p> <p>※ 個々の貸付限度額は、担保とする売掛債権又は棚卸資産の額に、別に定める割合を上限とした掛目(%)を乗じた額となる</p>	設 備 運 転	1.97 (固定)	0.36	250,000 (根保証の場合は融資極度額)	1年以内 (3年まで更新可)	申込人の有する売掛債権又は棚卸資産を担保として徴求する 法人事業者は代表者1名保証	<p>中小企業者 ↓ 金融機関</p>	<p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
下請経営安定融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、高知県産業振興センターに登録している者(高知県産業振興センターの発行する登録証明書を要する)</p>	運 転	2.02 (固定)	0.22 ～ 1.01 (付表2)	手形割引 極度額 30,000	1年以内	保証協会の定めるところによる		
季節融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、従業員が50人以下の者</p> <p>※ 貸付期間：上半期 平成30年5月20日～平成30年8月31日 下半期 平成30年10月1日～平成30年12月31日</p>	運 転	<p>2.07 (固定)</p> <p>共有対象外 1.97 (固定)</p>	<p>0.25 ～ 1.17 (付表4)</p> <p>セーフティ 0.40</p>	<p>企業 6,000 組合 10,000</p>	6ヶ月以内	保証協会の定めるところによる	<p>中小企業者 ↓ 協会 → 金融機関</p>	

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
産業振興計画推進融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする事業者</p> <p>※ 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。</p> <p>※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。</p> <p>※ 産業振興計画推進融資を除く既存保証付き融資から借換える場合は融資額の2分の1未満とする。</p> <p>※ 資金使途が借換えのみとなるものは認めない</p>	設備 運 転	<p>2.27 以内※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.07 以内※ (変動)</p>	<p>0.12 ~ 0.49 (付表5)</p> <p>セーフティ 0.30</p>	100,000	<p>7 年以内 (1 年以内)</p>	保証協会の定めるところによる	<p>中小企業者等</p> <p>↓</p> <p>協会 → 金融機関</p> <p>注 <商工会等経由の場合></p> <p>中小企業者等</p> <p>↓</p> <p>商工会等 (認定)</p> <p>↓</p> <p>協会 → 金融機関</p> <p>注 注) 産業振興計画推進融資の取扱金融機関は、産業振興について高知県と包括協定を締結している金融機関のみの取扱いとなります。</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対しての料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。
		設 備	<p>2.42 以内※ (変動)</p> <p>共有対象外 2.22 以内※ (変動)</p>	<p>0.11 ~ 0.42 (付表6)</p> <p>セーフティ 0.25</p>		<p>10 年以内 (2 年以内)</p>			
南海地震・節電対策融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 既存の工場、倉庫、店舗及び事務所等の事業用施設の耐震性を把握するための耐震診断、耐震改修工事(建替え工事を含む。)を実施するための設計を行う者</p> <p>△ イ 耐震性を向上させるための改修又は建替え、危険物関係施設の補強等事業用施設の地震対策を行う者</p> <p>△ ウ 機械の転倒防止措置等既存の設備の地震対策や、発電機、消防用設備等の導入など新たな設備による地震対策を行う者</p> <p>△ エ 津波による浸水を防ぐために、敷地、事業用施設のかさ上げや事業用施設の移転を行う者</p> <p>△ オ LED照明、省エネルギー空調、太陽光発電等節電に資する設備の導入を行う者</p> <p>△ カ アからオに掲げるもののほか知事が適当と認めた地震・節電対策を行う者</p>	設 備 耐震診断、 耐震(建 替)設計に 要する 運転資金	<p>1.97 以内 (変動)</p>	<p>0.11 ~ 0.34 (付表7)</p> <p>セーフティ 0.20</p>	80,000	<p>10 年以内 (3 年以内)</p>	保証協会の定めるところによる	<p>アからオに該当する者</p> <p>中小企業者</p> <p>↓</p> <p>協会 → 金融機関</p> <p>カに該当する者</p> <p>中小企業者</p> <p>↓</p> <p>県・経営支援課</p> <p>↓ (認定)</p> <p>協会 → 金融機関</p>	<p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知県農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p> <p>◆ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。
※取扱期間 平成32年3月31日まで			<p>2.17 以内 (変動)</p>			<p>15 年以内 (3 年以内)</p>			
			<p>2.37 以内 (変動)</p>			<p>20 年以内 (3 年以内)</p>			

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
中核企業支援融資	<p>○ 指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 県内外において事業を営む者であって、次のいずれかに該当する者（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「指定用地等立地者」という。）。</p> <p>(ア) 企業立地促進要綱第2条に定める第1種指定用地に立地（工場・倉庫・事務所等を取得・建設すること。以下同じ。）する者。</p> <p>(イ) 同要綱第3条の規定による指定を受けた者で、同要綱第2条に定める第2種指定用地又は第3種指定用地に立地する者</p> <p>(ロ) 同要綱第4条の規定による指定を受けた者で、県内に立地する者</p> <p>△ イ 県内外において事業を営む者のうち、県内の適地に立地する者（指定用地等立地者を除く。）で、次のいずれかに該当する者（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「その他適地立地者」という。）</p> <p>※ ただし、県内の事業の縮小及び従業員の減少を伴わないこと</p> <p>(ア) 製造業</p> <p>(イ) 運送・倉庫業</p> <p>(ロ) ソフトウェア業等（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、電気通信業及びバイオテクノロジー事業等）</p> <p>(ハ) 卸売業</p> <p>(ニ) (ア)から(イ)までの事業と密接に関連するサービス業</p> <p>(ホ) (ア)から(イ)までに掲げるもの以外の業種で、物の製造又は加工の用に供する施設及びその附帯施設を設置する者</p> <p>△ ウ 指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用社宅を建設、購入する者で、初期稼働等から10年を経過しない者</p> <p>△ エ 県内において事業を営む者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用社宅を建設し、若しくは購入する者で、設備投資額が8,000万円以上であり、かつ、当融資を5,000万円以上利用しようとする者</p> <p>△ オ 公共事業若しくは公害により、現在地での営業が困難になり他に移転する者又は借地・借家等で事業を営む者で、貸主の都合により一方的な移転を余儀なくされる者</p> <p>△ カ 立地後の運転資金については、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働等から10年を経過しない者 (特認) ア～エのいずれかに該当する者で、5年以内に10人以上（指定用地等立地者は5人以上）の県内新規雇用が見込まれる企業については、特利と貸付限度額における特別枠にて利用ができる</p>	設備 (設備投資に伴う運転資金含む)	2.47 (変動)	0.21 ~ 1.07 (付表1)	設備 500,000 (うち運転 50,000)	設備 15年以内 (3年以内)	保証付き 保証協会の定めるところによる保証	<p>ア、イ、オのいずれか、又はウ、エのうち特認に該当する者</p> <p>中小企業者等 ↓ 県・経営支援課 ↓ (認定) 協会 → 金融機関</p> <p>ウ、エ（特認を除く）又はカに該当する者</p> <p>中小企業者等 ↓ 協会 → 金融機関</p>	<p>◆貸付利率</p> <p>・平成30年4月1日現在の利率です。</p> <p>・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。</p> <p>・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。</p> <p>◆保証料率</p> <p>・保証料率は、貸付額に対する料率です。</p> <p>・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。</p> <p>・保証料率についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。</p> <p>・「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。</p> <p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p> <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
		立地後の運転資金	共有対象外 (含プロパ→) 2.27 (変動)	セーフティ 0.10 プロパー可	運転 50,000	運転 7年以内 (1年以内)			
産業活性化融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 経営の安定化又は効率化を図るために近代的な設備を導入する者</p> <p>△ イ 生産設備を増強することにより生産力の向上や効率化を図る者</p> <p>△ ウ 従業員のための福利厚生施設の取得・改善、冷暖房設備の設置又は緑化等の労働環境の改善を図る者</p> <p>△ エ 知的所有権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、半導体回路配置利用権）に裏付けされた優れた新技術・高付加価値製品の研究・開発を実施する者</p> <p>△ オ 災害時対応の迅速化に役立つ「緊急時事業継続計画（BCP）」の策定を行う者</p> <p>△ カ 「緊急時事業継続計画（BCP）」に基づき災害の事前防止又は復旧等の対応に必要な設備の導入、改善又は資機材、燃料の備蓄等を行う者</p> <p>△ キ 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度による認証を受けている者</p>	設備 運 転	2.47 (変動)	0.21 ~ 1.07 (付表1)	50,000 (うち運転 30,000)	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>中小企業者等 ↓ 協会 → 金融機関</p>	<p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
		共有対象外 (含プロパ→) 2.27 (変動)	セーフティ 0.10						

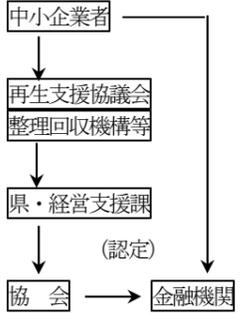
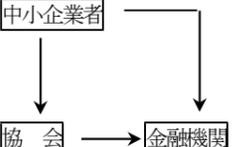
特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
事業環境整備促進融資									
環境保全促進	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 産業廃棄物処理業（使用済自動車の再資源化等に関する法律に定めるフロン類回収業、解体業、破碎業を含む）、リサイクル関連産業等環境保全事業又はその関連事業を営む者</p> <p>△ イ 自己の工場・事務所等に再生資源等を活用するためのリサイクル関連設備、省エネルギー施設、石油代替エネルギーを使用する施設又は地球温暖化の防止、オゾン層の保護若しくは公害防止のための施設を設置する等、環境保全に対して積極的な取り組みを図る者</p> <p>△ ウ 石綿の分析調査結果に基づき、飛散防止のために施設・設備の改善等を行う者</p>	設備	<p>15年以内 運転 7年以内 2.67以内 (変動)</p> <p>共有対象外 2.47以内 (変動)</p>	<p>0.21 ~ 1.07 (付表 1)</p> <p>セーフティ 0.10</p>	100,000 (うち運転 30,000)	<p>設備 15年以内 (3年以内)</p> <p>運転 7年以内 (1年以内)</p> <p>設備 20年以内 (3年以内)</p>	保証協会の定めるところによる	<p>中小企業者</p> <p>↓</p> <p>県・経営支援課</p> <p>↓ (認定)</p> <p>協会 → 金融機関</p> <p>※自然エネルギー等による発電システム事業に関する借入については、県・経営支援課の認定不要</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号~4, 6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小会計要領」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げる場合があります。 <p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知県農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p> <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
福祉関連支援	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 高齢者等（障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活に制限を受ける者）への介護サービス事業等を営む者</p> <p>△ イ 福祉用具（高齢者等の身体状況及び日常生活に応じて高齢者等の自立支援及び介護者の介護負担軽減のために利用される介護機器等の用具）の製造・卸・小売及びレンタル等のサービスを営む者</p> <p>△ ウ 高齢者等の日常生活若しくは社会生活における制限の緩和又は雇用の促進を図るために事業用施設等を整備又は改善する者</p> <p>△ エ 新たに福祉タクシー・福祉バスを購入（リース、割賦等を含む。）しようとする者又は既製の車両を福祉タクシー・福祉バスに改造しようとする者</p>	設備	<p>2.67以内 (変動)</p> <p>共有対象外 2.47以内 (変動)</p>	<p>0.21 ~ 1.07 (付表 1)</p> <p>セーフティ 0.10</p>	100,000 (うち運転 30,000)	<p>設備 15年以内 (3年以内)</p> <p>運転 7年以内 (1年以内)</p>	保証協会の定めるところによる	<p>中小企業者</p> <p>↓</p> <p>県・経営支援課</p> <p>↓ (認定)</p> <p>協会 → 金融機関</p>	
商業・観光業支援	<p>○ 指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 県内において事業を営む者で、観光事業用施設（観光休憩施設、宿泊施設）の整備、増改築、改修、改装等を図る者</p> <p>△ イ 県内外において小売業、飲食業（遊興飲食店を除く）及びサービス業を営む者のうち、事業拡大又は移転により県内の商店街等に新規出店する者 ※ 出店場所の商店街組合又は商工会等の推薦が必要</p> <p>△ ウ 県内において小売業、飲食業（遊興飲食店を含む）及びサービス業を営む者のうち、現に使用している店舗の整備、増改築、改修、改装等を図る者</p> <p>△ エ 構成員の2/3以上が県内において小売業、飲食業（遊興飲食店を含む）及びサービス業を営む組合のうち、共同施設の整備、増改築、改修、改装等を図る者</p> <p>※ （特認）中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画に沿って店舗又は共同施設の整備、増改築、改装、改修を図る事業者で、県の認定を受けた者については、特利にて利用ができる</p>	設備	<p>2.67以内 (変動)</p> <p>共有対象外 2.47以内 (変動)</p>	<p>0.21 ~ 1.07 (付表 1)</p> <p>セーフティ 0.10</p>	100,000 (うち運転 30,000)	<p>設備 15年以内 (3年以内)</p> <p>運転 7年以内 (1年以内)</p>	保証協会の定めるところによる	<p>ア、ウ又はエに該当する者</p> <p>中小企業者</p> <p>↓</p> <p>協会 → 金融機関</p> <p>イに該当する者</p> <p>中小企業者</p> <p>↓</p> <p>商工会等 (推薦)</p> <p>↓</p> <p>協会 → 金融機関</p> <p>特認に該当する者</p> <p>中小企業者</p> <p>↓</p> <p>県・経営支援課</p> <p>↓ (認定)</p> <p>協会 → 金融機関</p>	

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
創業者等応援融資	※ 創業Ⅰ型・創業Ⅱ型・創業Ⅲ型を併用する場合、貸付限度額は合わせて5,000万円以内 ※ 創業Ⅱ型と創業Ⅲ型を併用する場合、自己資金はそれぞれで必要になる額を合わせた額が必要								
創業Ⅰ型	△ ア 事業を営んでいない個人(廃業したことがある会社の役員又は事業主等を含む。以下同じ。)であって、貸付実行から1月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から2月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ ウ 指定事業を営む中小企業者である会社であって、自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ エ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して5年未満の者 △ オ 県内において指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立して5年未満の者	設備 運 転	1.87以内※ (変動)	0.10	20,000	7年以内 (1年以内)	無担保 保証人については 保証協会の定めるところによる		◆貸付利率 ・平成30年4月1日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。
創業Ⅱ型	△ ア 事業を営んでいない個人であって、貸付実行から1月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ イ 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が貸付実行から2月以内に県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ ウ 指定事業を営む中小企業者である会社であって、自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し県内で指定事業を開始しようとする具体的計画を有する者 △ エ 県内において指定事業を営む中小企業者で、事業を営んでいない個人が事業を開始又は会社を設立して5年未満の者 △ オ 県内において指定事業を営む中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立して5年未満の者	設備 運 転	1.87以内※ (変動)	0.10	15,000 ※ア及びイは自己資金と同額まで	7年以内 (1年以内)	無担保 保証人については 保証協会の定めるところによる		◆保証料率 ・保証料率は、貸付額に対する料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げる場合があります。(個人事業者である場合を除く)。
創業Ⅲ型	△ ア 従事した経験(勤務先で得た知識やノウハウ及び自ら事業を行っていた経験)や法律に基づく資格を活かし、県内で事業を開始しようとする者 △ イ 県内において指定事業を営む中小企業者であって事業を開始した日(法人にあっては設立の日)以後5年未満(開始時期を特定することができること。)の者	設備 運 転	2.27※ (変動) 共有対象外 2.07※ (変動)	0.21～1.07 (付表1)	50,000 ※自己資金の4倍まで	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる		◆取扱金融機関 四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合
新事業展開支援融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者(新事業開始後1年未満の者に限る) △ ア 現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする者(新分野進出) △ イ 現在行っている事業を廃止して(廃止後1年未満の者を含む)、異なる業種の事業を開始することにより事業転換を図ろうとする者(事業転換)	設備 運 転	2.47 (変動)	0.21～1.07 (付表1)	50,000 (うち運転30,000)	7年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる		◆ご注意 各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。

特別融資制度

名称	融資対象者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金用途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手続き	備考
事業再生支援融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者</p> <p>△ ア 高知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者</p> <p>△ イ 整理回収機構の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者</p> <p>△ ウ 支援金融機関の協力を得て事業再生のための経営改善計画を策定した者</p> <p>※ 経営改善計画に盛り込まれている場合、高知県信用保証協会の保証付借入金を借換えることができる。</p>	設備 運 転	2.67 (変動)	0.21 ~ 1.07 (付表1)	100,000	10年以内 (3年以内)	保証協会の定めるところによる		<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日現在の利率です。 ・貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が0.2%引き下げられます。 ・貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第2条第5項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の1号～4、6号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。
事業再生計画実施支援融資	<p>○ 県内において指定事業を営む中小企業者であって、次に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って、事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者</p> <p>△ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>△イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>△ウ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項に規定）に従って作成された事業再生計画</p> <p>△エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>△オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>△カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>△キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>△ク 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画</p> <p>△ケ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>△コ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画</p>	設備 運 転	2.67 (変動)	0.20	100,000	15年以内 (1年以内)	保証協会の定めるところによる		<p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証料率は、貸付額に対しての料率です。 ・保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 ・保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 ・「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より0.1%を引き下げることがあります。（個人事業者である場合を除く）。 <p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p> <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>

災害対策特別支援融資制度

名 称	融 資 対 象 者 (○は必ず該当すること △はいずれかに該当すること)	資金使途	貸付利率 (%)	保証料率 (%)	貸付限度額 (千円)	償還期間 (据置期間)	担保・保証人	手 続 き	備 考
災害復旧融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外	設 備 運 転	2.17 以内 (変動) 共有対象外 1.97 以内 (変動)	0.11 ~ 0.34 (付表 7) セーフティ 0.20	50,000 (うち運転 30,000)	7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>※ 市町村の罹災証明書を要する</p>	<p>◆貸付利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 4 月 1 日現在の利率です。 貸付利率の欄に※がついた融資は、商工会等の認定を受けることにより、貸付利率が 0.2%引き下げられます。 貸付利率の欄で「共有対象外」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項に基づき市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」が対象となる経営安定関連保証(セーフティネット保証)の 1 号～ 4、6 号など、責任共有制度の対象外となる保証が適用される場合をいいます。 <p>◆保証料率</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証料率は、貸付額に対しての料率です。 保証料率の欄で「セーフティ」とは、経営安定関連保証(セーフティネット保証)が適用される場合の料率です。 保証料についての詳細は、「保証料について」をご覧ください。 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して税理士等が計算書類を作成したことを確認できる中小企業者について、表示料率より 0.1%を引き下げる場合があります。(個人事業者である場合を除く)。 <p>◆取扱金融機関</p> <p>四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行、信用組合広島商銀の県内本支店、三菱東京UFJ銀行高松中央支店、りそな銀行大阪営業部、農林中央金庫高松支店及び高知県信用農業協同組合連合会、土佐あき農業協同組合、土佐香美農業協同組合、南国市農業協同組合、長岡農業協同組合、高知市農業協同組合、高知春野農業協同組合、コスモス農業協同組合、土佐くろしお農業協同組合、四万十農業協同組合、高知はた農業協同組合</p> <p>◆ご注意</p> <p>各融資の条件に合致しても、保証協会及び金融機関の審査により利用できない場合があります。</p>
災害対策特別融資	○ 県内において指定事業を営む中小企業者で、自然災害により次のいずれかの地域内に有する事業用資産に直接被害を受け、当該市町村の罹災証明を受けた者 △ ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けた地域 △ イ 災害救助法の指定を受けた地域 △ ウ 中小企業信用保険法により経済産業大臣が指定した地域 △ エ アからウまでに掲げるもののほか知事が認める地域 ※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外 ※ 取扱金融機関については、融資適用の都度定める	設 備 運 転	制度適用の 都度知事が 定める	0.00	80,000	設 備 10 年以内 (2 年以内) 運 転 7 年以内 (1 年以内)	保証協会の定めるところによる	<p>※ 市町村の罹災証明書を要する</p>	